

令和2年度 第2回 酒田市景観審議会 議事録

日 時：令和2年8月21日（金） 午前10時00分～午前11時07分

場 所：酒田市民会館「希望ホール」 3階 小ホール

出席者：小松 麻美 委員、佐藤 恒夫 委員、阿曾 眞由美 委員、池田 香 委員、
遠山 茂樹 委員、古川 美紀 委員、梅津 勘一 委員 以上7名

欠席者：兵藤 陽子 委員、佐々木 大祐 委員、渡部 芳久 委員、伊藤 かほる 委員、
高橋 剛 委員、村上 成起 委員、佐藤 康一 委員 以上7名

事務局：企画部長、都市デザイン課

傍聴者：報道関係2名

-
- 1 開 会 事務局より、本審議会が酒田市景観条例第35条第2項の規定に基づき、開催要件を満たしていることを報告。
- 2 あいさつ 企画部長
- 3 諮 問
- 4 議 事
(1) 議第1号 (仮称)遊佐町沖洋上風力発電事業計画段階環境配慮書について
議長 これより議事を進めます。初めに審議会の進め方について、事務局から説明をお願いします。
- 事務局 まず始めに、配慮書について説明させていただきます。
次に、事前に事業者宛に委員から質問があった事項について、事業者から回答があった内容についてご説明をさせていただきます。また、追加で質問等がある場合は、事務局で答えられる範囲で回答したいと思います。
- 議長 只今事務局より説明ありましたとおり、議第1号「(仮称)遊佐町沖洋上風力発電事業計画段階環境配慮書について」を、はじめに事務局から説明をいただき、質疑応答を行ったのち、委員の皆様の意見を伺いたいと思います。
皆さんよろしいでしょうか。
- 委員 異議なし
- 議長 ありがとうございます。それでは、事務局から説明をお願いします。
- 事務局 説明<遊佐町沖洋上風力発電の経過と今後について>
説明<事前に事業者宛に委員から質問があった事項について、事業者から回答があった内容について>
- 議長 それでは、ただいまの説明に対しまして、皆様から質問等はございますでしょうか。
今回は事業者が出席しておりませんので、事務局で答えられる範囲での回答となりますので、よろしくをお願いします。
質問がございましたら挙手をお願いします。

委員

(なし)

議長

それでは、配慮書について皆さんから意見をいただきたいと思います。
本日は、委員の皆さん全員にご意見を伺いたいと思います。

委員

今回の配慮書を拝見しまして、釜磯海岸に実際に行ってみました。ただ、実施される事業の想定範囲が平面図でしか示されていないので、実際行ってみても、どのあたりにどの位の大きさのものが建つのだろうか、少しイメージしにくかったです。

実際に行ってみると、目の前に広い海が広がっている所が魅力的な景観なわけですが、そこに大きい建造物が、最大51基建つということで、飛島とかが、どの位見えなくなってしまうのか、想像しにくかったですが、そこに建っていることを頭の中でイメージしてみると、率直に言うと残念な感想をもちました。

特に、海水浴場から近くに区域が想定されているので、海水浴場に来た方々に圧迫感や、極端に言うと恐怖感を与えてしまうと、海水浴場に来る人の流れや、人数などにも影響が出てしまうのではないかと、という心配を感じました。

やはり、海水浴場というのは観光資源の大事な一つですし、その周りには、宿泊施設、飲食店、お土産店などもあるわけですので、そのようなところに影響が出ないように、配慮していただきたいなと思いました。

委員

景観よりも環境のほうが、大きい問題なのかなと思います。

圧迫感さえなければ、景観についてはそんな問題にならないのですが、例えば、魚がいる場所の水流が変化したり、または、今、異常気象ですので、飛島などにも爆弾低気圧の爪痕が未だに残っているような状況の中で、異常気象に対する、例えば、爆弾低気圧が発生した場合の配慮とかのほうが大きな問題で、景観については、圧迫感さえなければ問題はあまり感じなかったです。

委員

宮海海水浴場の近くに建設されるわけなので、近辺に住んでいる地域住民、あるいは海水浴のお客様につきましても、やはり最大51基ということですから、圧迫感が想定され、安全性の確保ということが、大事なポイントになってくるかと思います。そのような方々の安心・安全を確保するためにどのように、というキーワードを、もう少し配慮書だとしても表現されていると、なお良かったのではないかと思います。

もう一点については、地震や津波といった自然災害等が起こりうるわけですので、具体的に配慮書の要約書でいうと、P2-11で、風力発電機の基礎構造として4種類記載されておりますが、庄内の地形というか、海底の状況に合う、より安全性の高い、強い風が吹いて折れることのないような、安全性のあるものを建設して欲しいなと思いました。

委員

事前に質問して回答をいただいていますので、この配慮書については問題ないと思います。

一つだけ、風力発電機の垂直見込角について、十里塚海岸（遊佐町）と宮海海岸では9.0度を越えているということで、かなり圧迫感が予想されるという説明でしたが、これは計画区域の一番端に260mくらいの風車を建てた場合ということで、今後配慮することだったので、特にこの配慮書についての質問はございませんが、先ほど手を挙げた事業者が30社あり、一か月に3社程度で説明会がありますということでしたが、これから一か月ごとに配慮書があるということなのでしょうか。

事務局

今回の事業につきまして、今までの手続きと異なっていると説明させていただき

ましたが、通常、公募を行い事業者が決定した後に、事業者が調査、手続きを行うのがこれまでの通例でした。

ただ、今回の洋上風力の場合、手続きの流れとして、法定協議会を設置して最後に事業者が決定するまで2年程度かかる事業になります。

さらに環境アセスについても2～3年程度かかります。そうすると、現時点では県が法定協議会を設置することを要望することを決めたわけですが、まだ法定協議会もたちあがっていない状況ですので、事業者公募までこれから2年以上かかることになります。

さらにそのあと環境アセスをするとすると、事業着手まで5年以上かかってしまうことになります。事業者にしてみますと、今の状況を踏まえながら事業計画を5年後の状況も予測してつくることになるとは思います。近年状況が早く変わることでもありますので、なるべく短時間でやりたいという事業者の意向もごさいます。そこで事業者は、事業者が決定する前にアセス手続きを行い、事業者が決定する段階ですぐにアセス手続きが終了しているようにしたいという意向がございまして、今回は各事業者の判断で事業者決定前にアセス手続きを行っているという状況になっています。

ですから、本来、事業者決定後1社しか出てこないのですが、今回は関心のある事業者が事業者の判断で事前のアセスをするかしないか判断されています。そして、この事業の説明会に32社が来たこと、そのうち30社が共同で風況、海底調査を行うことを決定し、そのうちのいくつかの事業者がアセスをするのだと見込んでいます。ただ、いつやるのかは事業者の判断になるので、現時点でいつの時期に何社出てくるのかは、すべて把握できているわけではございません。

現時点で把握しているのは、第一グループの3社と今回第二グループの1社、このあと今年度中にあと5社程度が関心を示しているという情報は聞いておりますが、実際に行うかどうかは確定しているものではございません。

令和3年度以降につきましても、あくまでも聞き取りの状況で決定ではないですが、6社から相談を受けている状況のようなので、全部で15社が、今年度、来年度で配慮書手続きを行うと想定しております。また、先ほどお伝えしたとおり、県でも一気には手続きを処理できませんから、一か月に1グループ、最大3社程度ということになりますので、場合によっては、今年度1回、若しくは2回、来年度につきましても、2回程度の開催はすでに見込まれると思っております。

さらに、配慮書の手続きが終わった後、方法書という、実際の事業計画を策定したうえで環境調査を行う方法について記載した方法書を策定します。それについても県から意見を求められますので、市としては、審議会の開催を想定していきたいと思っております。

今後、市には文書での決裁という手続きがないものですから、今までこのようなことを想定してこなかったこともあって、このような案件があった場合は、審議会を開催するという流れで行ってまいりました。

今回、配慮書という段階で、まだ事業計画が定まっていない状況での、あくまでも書類上だけの概要に対する評価という形になっておりまして、どのような意見が出るかというの、なかなか想定できなかった部分もありまして、現時点では毎回開催させていただいております。

この配慮書についても、ガイドラインや手引書にしたがって、各事業者が出してきております。すでに4社分を見ていただいた皆様にはわかるかと思いますが、記載内容としては、ほぼ同じ内容になってまいります。事業規模が若干異なりますので、数値的なものは少し異なりますが、配慮すべき事項や見解は、現時点では大きな変更がない状況になっていると思っております。

そのような場合、皆様から出される配慮すべき事項の意見については、場合によっては、同じような内容になる可能性が高いのではないかと思います。それについては、30社がすべてアセスを出してきた場合、最低でも10回、今回のよ

うに1グループが1社の場合もありますので、十数回の開催も配慮書だけでしな
ければならず、場合によっては、早い事業者の方法書があがってきますので、方
法書についての審議会を開催しなければならないということになりますので、委
員の皆様には、ご迷惑をおかけする機会が増えるのかなと憂慮しているところが
ございます。

これは決定ではございませんが、皆様と意見を交わしながら、場合によっては
文書での審議も検討していかねばいけないと考えております。今回もそうで
すが、皆様お忙しい方々ですので、開催しても集まっただけでない場合は、審
議会として正式な開催ができない可能性が憂慮されます。そうなりますと、事務
手続きを進めていくうえで時間的な制限もありますので、委員の皆様、特に会長
にはご相談させていただきまして、手続きのやり方については、申請の状況等を
踏まえながら検討してまいりたいと思っています。現時点では、今年度中にあと
5社ほど、すでに来年度につきましては6社から相談を受けている状況にある、
ということでご回答させていただきます。

委員

配慮書が皆さん同じような形で出てきていますよね。何か基本となる、このよ
うなものを書いてください、というようなものはあるのでしょうか。

事務局

環境アセス自体に指定の手引書とガイドラインがございまして、それに従って
進める流れになっております。そして、配慮書とか方法書の各段階で内容が異なる
のですが、このような項目について記載しなさい、というマニュアル的なものは
あります。

特に今回の配慮書に関しては、まだ事業計画を定める前、立案前の段階でどの
ような懸念があるのか、配慮すべき事項があるのかについて調査・予測したもの
を、更に資料の中で評価をしたものが配慮書となります。

ですから、まだ事業計画が定まっていないので、すべての配慮書についても、
例えば、想定エリアの端に最大規模のものを立てた場合、といったような断りの
うえで、すべて結果と評価をしている状況になっています。

次の方法書のステップにいけますと、もう少し事業について具体的に出てまい
ります。つまり、事業者ごとに建てる基数、配置、規模等を一定程度決めたく
うで、この場合にはどのような影響があるのか、といったことを、このような方法
で調査をする、といった形になります。ただ、調査方法についても、一定程度マ
ニュアルで決まっている部分があり、それに従った形での方法になります。

今回の場合、市長から県知事へ回答したものを、先日お送りさせていただきま
した。例として、景観についての見え方、比べ方を送電鉄塔で比較してやられて
いたわけですが、それはマニュアルに書いてありますが、今まで洋上で、
このような事業を進めるというのは、日本では前例が少ない現状で、洋上風力に
対する指標や基準が、マニュアルには正直詳しくは記載されていないと思うもの
もあります。そのような意味では、事業者もその辺を検討しながら、どのような
もので比較するのか、基準として見ていくのか、といった部分で、今回の事業は
国で募集をかけていきますので、国土交通省や経済産業省がメインで動いており
ますけども、そちらの方とすり合わせをしながらやっていくものと考えておりま
す。

委員

景観ですから、どこ（平面）に置いてくるか、という部分によって、かなり印
象が違ふと思います。これだけの大きなものが一列に51基並ぶという想像が、
何メートル間隔の、何キロ間隔ということが配慮書に記載があってもよかったの
ではないかなと、意見を求められている側としては思いました。

事務局

それにつきましては、基数、配置が決まっていない状況でありますので、配慮

書に記載がされていなかったものと理解しております。

一般的な風力発電施設の効率的な発電のための技術的基準で言いますと、風向きに対して縦列の場合、つまり縦に風が来る場合、当然、物にぶつかれば風は弱くなりますので、一定程度の距離を開けないと効率が悪くなります。そのような場合、風車の直径の10倍距離を開けるのが一般的なようです。

横に風が来る場合、当然風が少し、横にも広がりますので、その影響等を回避して効率を上げるためには横に並ぶ場合でも風車の直径の3倍の距離を開けるのが一般的な基準のように記載されております。

ですから、今回についても、おそらく風向きに対して、その辺も勘案したうえで事業者は配置計画をつくるものと理解しております。

委員

配慮書に対しての、景観からのご意見が申し上げにくいなというのが一つありました。

そして、かなり近距離からも見ることを考えますと、やはり、美しいとか、それが景観になるという次元ではない話のような気がします。

ですから、なるべく海岸から離れたところに、また鳥海山などが美しく見えるところに配置していただけるように、フォトモンタージュもしていただいて、かなり遠くから離れた部分と、海岸線の住宅あたりから見え部分と、景観と環境の両面からお示しいただければいいかなと思います。

委員

昨日、宮海海岸へ行って、酒田共同火力発電株式会社前の防波堤に立って、鳥海山を眺めながら今のJREの風車が100mなので、あれが250mになった場合、そして沖合1kmというところ、北港の離岸堤のところに近いので、あの辺から並んだらどう見えるか、ということの頭の中でシミュレーションしました。本来、それは事業者が示すべきことだと思います。

先ほどの、事前の質問書の一番目の回答は、予想どおり且つ、全く回答になっていないと思います。

なぜ私が、この複数案にこだわるかということですが、この計画段階配慮手続きは何なのか。また、それに対して景観審議会、環境審議会の審議が何のためにあるのか、もっと根幹に触れているものだからです。

この計画段階配慮手続きの創設は、平成25年に創設されました。

それまでは、例えば宮海に、JREの風車が建った時、環境アセスは必要ありませんでした。それが、段々影響が大きくなって、風力発電も環境アセスの対象となる法改正がされました。1万キロワット以上の大規模事業、第1種事業の場合は計画段階配慮手続きが必要であることが決まったのが、平成25年の7月です。その規模が何かと申し上げれば、質問書にも書いてありますが、その一規模に対する複数案について環境影響の比較を行うことにより、計画の早期の段階において柔軟な計画変更を可能とし、影響の一層の回避、低減につなげることが、法改正の趣旨です。

ここで、その回答に「上位計画の～」と書いていますけど、あくまでも複数案を設けることは基本であり、ゼロオプションも、実施しないといったことも複数案のひとつであり、基本なのです。ゼロオプションを設定しない場合は、明確な理由を述べよ、と法律でもなっています。ただし、例外的なものがあり、このような場合は複数案とみなすことができる、となっています。これは環境審議会を出している、計画段階配慮手続きにかかる技術ガイドに記載されている一文を根拠として述べています。そこに、「上位計画で規模が決定している場合には」とありますけども、これはその複数案を設定しなくてもいいケースが2つあり、そのうちの2つ目です。

1つ目は、立地条件等によって他の位置で事業実施不可能である、といった場合があります。例えば、山岳地帯などでそこにしか建てる場所がない、といった

場合です。あくまで複数案を設定しないことは、例外のはずなんです。ですが、それをすべての根拠にして広く範囲を取っていることは、複数案とみなす、といったような一文をすべて根拠にしています。

前回の3社も今回も同じです。おそらく、秋田県の男鹿市、能代市、由利本荘市の、計画書もすべて同じ記載だと思います。また、今回、鶴岡市で出羽三山、羽黒の川代、そして曾根川に今、計画、配慮書が縦覧になっていますけど、そちらを見ても、やはり同じような書き方で、広く複数案を設定しています。そして、ゼロオプションを民間事業であるので設定しない。これはすべて同じ書き方なんです。私はそこが問題だと言っているのです。

法改正までして、早期に柔軟な変更をするために複数案を示す、という法律の趣旨を無視しています。そして、環境審議会の、あるガイドの一文を根拠として、ここにこのように書いてあるから設定しない、と言っています。それは理由ではないわけなのです。

今回の海洋の場合、そこしかないという理由はないと思うのです。9km×4kmで3,900ヘクタールといった幅じゃないですか。このことは、先ほどの委員からも話がありましたが、私も、いったいどれくらいの規模なのか、ということで考えてみました。3,750ヘクタールを51基で割りますと、1基あたり、73.5ヘクタールあります。それは、どのような数値かと言うと、860mピッチです。860mピッチでこの区域全部です。そのような場合、860mといえば、260mの高さの約3倍です。先ほど、高さの3倍、10倍といった話がありましたが、縦横3倍のピッチで並べないと、51基の区域にならないわけです。そして縦が9kmですから、仮に南北に10基立てた場合、東西方向に5列で51基になります。例えば、均等に配置した場合は、このような形になるなど図面に落として、3次元的に表現する。あるいは、沖合の方にもっとピッチを短くして建てる。そうすれば、鉄塔も高くなり、海底ケーブルも長くなるので、コストは高くなるけども、景観への影響は低減できます。あるいは、1kmギリギリに、なるべく近いところに建てれば、コストは低減できるけども、見え方は気になって景観への影響が大きい。それだけでも案が3つできるわけです。

そのほかに、海底調査や、送電網などの調査した結果、とても採算が取れないことだってありうるかもしれません。前回言いました、新潟県村上市の洋上風力の中止などのこともありうるわけですから、それを民間事業だからゼロオプションは設定しておりません、と言いきるのは、何の理由にもなっていません。絶対100%の自信があります、と言っているわけですので、何の理由にもなっていません。

絶対、100%の自信があります、ということでしょう。ですから、そのようなものを設定しないのは、全国まかり通っているのです。秋田県、山形県も、全部同じように金太郎飴的に複数案を設定しない、ゼロオプションも設定しないということに。そして、そのイメージも示していません。例えばこれが方法書の段階であがってきますと、先般、審議しましたJREの宮海の更新計画、あれは方法書の段階で基数や位置は、はっきりしていません。これが、例えば準備書となってしまうと、やっとならなくて全貌が明らかになります。もう後戻りできません。ですから、法改正までして景観団体の配慮手続き、早期の段階で柔軟な変更を可能にする、より影響の低減が図られる、という法の趣旨を全く逸脱しています。そして、環境省が法改正してまで立ち上げた、法律の抜け道を逆に環境省が作ってしまったのではないかと、逆にそこを利用されていると、そのように感じがしてなりません。

ですから、他の県、秋田県がどうか分かりませんが、山形県としては、やはりその具体的なイメージを示さない状況は、検討段階に入るのは時期尚早で、不備です。なので、普通は受理できないと思います。それをどんどんと来たから受け入れます。事業者は目的に向かうと言いますが、国と山形県のエネルギー戦略、

それにも合致したといった、要するに国策と県の戦略を背負っているという、本来法律で定めた手続きを、きちんと踏んでいません。例外規定を十把一絡げで全国で通しています。私はそのような上げ方は非常に問題で、それを容認して配慮書を受理している県、あるいは市町村の姿勢は、やはりおかしいと思います。

先ほど言いました1基860mで50基などは、決して小さい数字ではありません。高さの3倍ですから。それが50本ずらっと、仮に均等に並べたらこうなる、くらいのシミュレーションを示さないと、イメージがない状態で審議しろと言われても、審議できません。そのようなものを示さない配慮書は不備だと、毅然とした態度を行政はとっていただきたいと思います。

議長

ありがとうございました。

皆さんからご意見をいただきましたけれども、ほかにご意見のある方おられましたら挙手をお願いします。

委員

(なし)

議長

それでは、ただいま皆さんからいろいろご意見をいただきましたけれども、本審議会に求められていることは配慮書について市長が県知事に回答するための参考意見であることから、ひとつにまとめる必要はないと判断しまして、各委員の皆様から出されました多数の意見の趣旨を取りまとめて景観審議会の答申とさせていただきます。ありがとうございます。いかがでしょうか。

また、答申書については私のほうにご一任いただきたいと存じますが、それでよろしいでしょうか。

委員

異議なし

議長

それでは、ご異議がありませんので、そのように進めさせていただきます。

(2) その他

議長

次に(2) その他ですが、委員の皆様から何かありますでしょうか。ございましたら挙手をお願いします。

委員

(なし)

議長

それでは以上を持ちまして審議を終了し、進行を事務局にお返しいたします。

5 その他 事務局

次に、5 その他ですが、委員のみなさま何かございますでしょうか。

委員

(なし)

6 閉 会